

# ○日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則

制定 平成18年11月11日設立会議議決

## 第1章 名称

第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会と称し、事務局を札幌市東区北12条東1丁目4-23 21世紀ビル 有限会社ビーシーコム内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブ（以下「単体」という。）の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 単体相互の会報等情報の交換
- (2) 単体間の親睦・交流
- (3) 国、地方公共団体への音楽文化発展のための政策提言
- (4) 国、地方公共団体へのプロオーケストラ振興のための要請
- (5) 全国のオーケストラを聴くツアーの開催
- (6) プロオーケストラ支援のための各種活動
- (7) 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動
- (8) その他目的達成のために必要と思われる活動

## 第3章 会員

第4条 本会の会員となる要件は次のとおりとし、1オーケストラにつき1ファンクラブのみが会員登録できるものとする。

- (1) 広義のプロオーケストラのファンクラブであること。
- (2) オーケストラの設置団体から公認されている、又はそれに準ずるクラブであること。

## 第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおき、その任期は4年とする。再任はこれを妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。
- (6) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案を行う。

第7条 会長、副会長、監事の選任は運営委員会で行い、直近の総会に報告するものとする。他の役員は会長が委嘱する。

## 第5章 顧問

第8条 本会に顧問をおくことができる。

第9条 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与える人格識見に優れた人物を、運営委員会が推薦し、会長が推戴する。

## 第6章 運営委員会

第10条 本会運営に関する議決機関として運営委員会を置く。運営委員会は会長が主宰し、必要に応じて会長が招集する。運営委員会の運営は、幹事長が行う。

第11条 運営委員会は、役員を選任、活動計画、予算・決算等、本会の運営に関する事項の審議決定を行う。

第12条 運営委員会は、第5条に定める役員及び各単体で選任する各3名の委員で構成する。

## 第7章 総会

第13条 総会は不定期とし、運営委員会の判断によって開催する。

第14条 総会は、各単体から人数の制限なく出席を認め、運営委員会から会務の報告を行う。

## 第8章 会計

第15条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。ただし、会計に関する定めは、当面運営委員会での審議にゆだねる。そのため、運営委員会での決定があるまでの期間は、第5条の役員のうち会計と監事は選任しないこととする。

## 第9章 補則

第16条 本会則は、運営委員会の決定によって、改正することができる。

## 附 則

本会則は、平成18年11月11日から施行する。